

令和6年4月

保護者様

東京都立大泉特別支援学校

校長 花田 妙子

学校感染症による出席停止について

日ごろから本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

感染症に罹患された場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、出席停止の期間が定められています。この期間は病気欠席とみなさず、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童・生徒が登校できない出席停止期間です。

これらの感染症(裏面)の可能性がある場合には、速やかに医療機関へ受診し、診断結果について学校へ連絡をお願いします。

以下の「学校感染症治癒報告書」の記入につきましては、児童・生徒を再登校させる際に、医療機関または医師の指示に従い保護者にて記入し、学校へ御提出ください。

また、本校のホームページにも様式が載せておりますのでご活用ください。

【本校 HP トップ > 学校生活 > 学校感染症治癒報告書】

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準など
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで。
第二種	新型コロナウイルス感染症 ※令和5年5月8日より	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症後5日経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有の咳が消失消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れがでた後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第三種	結核	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※条件により出席停止となる感染症。

※ 通常、出席停止の処置は必要ないと考えられる感染症例(医師の指示による)

- ・アタマジラミ
- ・水いぼ
- ・伝染性膿痂疹(とびひ)

上記以外でも児童・生徒が「感染のおそれがある病気」と診断されたという連絡がありましたら、速やかに保健室までご連絡ください。

学校感染症治癒報告書

東京都立大泉特別支援学校長 殿

学部 年 組 名 前

保護者名

・病 名 ()

・診 断 日 令和 年 月 日

・出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

・医療機関所在地

・医療機関名及び医師名

・医療機関の電話番号
